

令和5年度 沼津市就学援助制度のご案内

沼津市教育委員会

1 就学援助制度とは

沼津市では、お子さんが沼津市立小中学校に就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。



2 就学援助を受けることができる方

(1) 要保護者…生活保護を受けている方 ※要保護者は修学旅行費のみが支給されます。

(2) 準要保護者…要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方

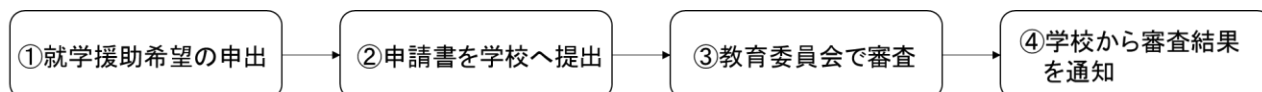
<準要保護者の認定要件の例(以下のいずれかに該当)>

- ・ひとり親で児童扶養手当が支給されている
- ・市民税が非課税または減免を受けている
- ・生活保護が停止または廃止された
- ・上記の措置を受けていないが、同程度に経済的に困窮していると認められる

※前年中の所得を基準に審査を行います。令和4年中の所得が0円の場合であっても必ず所得の申告を行ってください。所得の申告がない場合は認定できません。

3 申請方法

(1) 申請の流れ



①就学援助を希望する方は、学級担任に申し出て必要な説明を受けてください。

②申請書類一式(様式は学校または市HPで配付)を準備し、学校へ提出してください。

③教育委員会で認定の可否を審査します。電話等で申請内容の確認や追加の資料提出を求める場合があります。

④審査結果について学校から通知します。

(2) 提出書類

《申請者全員》

◎令和5年度 就学援助費申請書(お子さん1人につき1部、毎年度提出が必要です。)

◎預金口座の通帳等のコピー(口座名義人のフリガナ、口座番号がわかるもの)

《該当者のみ》

○令和5年度 住民税課税証明書

令和5年1月2日以降に沼津市に転入された方、または沼津市外に住所を有し、沼津市立小中学校に通学している方は、18歳以上の世帯員全員の住民税課税証明書が必要です。

(3) 申請期限

・当初申請…令和5年4月28日(金曜日)

・中途申請…毎月15日(休日の場合には翌開校日まで)

※中途申請の場合には、申請月の翌月分から起算して支給金額を決定します。

令和5年度の中途申請の受付期限は、令和6年1月15日(月曜日)です。

(4) 注意事項

・住所変更、氏名変更、世帯員の増減など、申請書の内容に変更が生じた場合には、速やかに学校へ連絡をしてください。

・以下の①、②のいずれかに該当する方は、令和5年度の申請書の提出は不要です。

①令和4年度に就学援助の認定を受けており、令和5年3月に継続申請の手続をした場合

②令和4年度に就学援助費(新入学学用品費)の入学前支給の認定を受けた場合

4 就学援助費の支給

(1) 支給時期

・7月 :新入学学用品費(当初認定の1年生のうち前年度に入学前支給を受けていない方)

・11月 :前期分(学用品費などの4~9月分)

・3月 :後期分(学用品費などの10~3月分)

(2) 令和5年度 就学援助費支給額表【年額・予定】

支給対象費目	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費(当初認定の1年生は対象外)	2,270円	2,270円
新入学学用品費(当初認定の1年生のみ対象)	54,060円(※1)	60,000円
校外活動費(宿泊を伴うもの)(自然教室など)	3,690円(上限)	6,210円(上限)
校外活動費(宿泊を伴わないもの)(遠足など)	1,600円(上限)	2,310円(上限)
修学旅行費	実費(対象経費)	実費(対象経費)
学校給食費	実費(※2)	実費(※2)

※1 「沼津市ひとり親家庭就学支援助成金」を受給した場合は実費支給(上限54,060円)

※2 就学援助の支給対象期間における学校給食費は、全額を免除します。ただし、当初認定の審査が完了する7月までの数カ月間は、学校給食費をご負担いただきます。(就学援助の認定を受けた場合には、ご負担いただいた学校給食費と同額を就学援助費の前期分として支給します。)

5 お問い合わせ

◎就学援助の事務手続きに関すること

沼津市立 各小学校・中学校

◎就学援助制度や支給金額の算定方法に関すること

沼津市教育委員会 学校管理課(055-934-4805)

